

○交通法規に違反し、又は交通事故を起こした職員に 対する処分の審査基準

（令和7年3月31日）
訓令第2号

（趣旨）

第1条 職員が車両等の交通により道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に違反する行為又は人を死傷させ、若しくは物を損壊する事故（以下「交通違反等」という。）を起こした場合の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定に基づく懲戒処分又はこれに至らない軽易な処分の決定に当たっては、後志広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成19年後志広域連合条例第19号）及び後志広域連合職員の懲戒処分等に関する基準（令和7年後志広域連合訓令第1号。以下「懲戒基準」という。）に規定するもののほか、この訓令の定めるところによる。

（対象となる交通違反等）

第2条 この訓令の対象となる交通違反等とは、公務又は公務外を問わず、法第2条第1項第8号の車両及び同項第11号の2の自転車の交通によるものとする。

（審査の原則）

第3条 交通違反等の審査に当たっては、職員の勤務の状態、日常の勤務成績、過去における交通違反等又はその他の非違行為（その者の直接の責任により行政処分を受けたものに限る。）の有無並びに司法当局（警察署、検察庁、裁判所をいう。）の判定又は決定等を総合的に勘案して、独自の判断により決定するものとする。

（審査の区分）

第4条 審査は、原則として、懲戒基準別表（以下「基準表」という。）の飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係に記載する非違行為の類型に従い、交通法規違反、人身その他の事故及び飲酒運転の有無等の区分により行う。

（審査の方法）

第5条 基準表及び同表記載以外に係る交通事故の処分量定の審査は、原則として、法で定める交通違反点数制度に基づいて行うこととし、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2に記載されている次の各号に掲げる違反行為に付する基礎点数と付加点数の合計値により行うものとする。

- (1) 違反行為に付する基礎点数
交通違反の種類に応じて 1点～25点
- (2) 違反行為に付する付加点数（交通事故の場合）

事故の区分		専らその者の不注意によるもの	左記以外
人の死亡		20点	13点
人の傷害	3月以上の治療・後遺障害	13点	9点
	30日以上3月未満の治療	9点	6点
	15日以上30日未満の治療	6点	4点
	15日未満の治療	3点	2点

(3) 違反行為に付する付加点数（交通事故の措置義務違反をした場合）

ア 人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反 23点

イ 物の損壊に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反 5点

2 前項各号の規定にかかわらず、飲酒運転については、減給以上の処分とする。

3 自己の過失により物の損壊に係る交通事故を起こした場合は、責任の度合いと与えた被害の程度により、訓告以下の処分とする。

4 他の交通法規違反を伴う物の損壊に係る事故は、建造物の損壊に係る交通事故と同等にみなし、点数を付加して処分する。

5 懲戒基準第9条の規定に違反し、任命権者に交通違反等の報告書の提出をしなかった場合は、第1項の合計値に2点を加算する。

6 懲戒基準第5条第1号及び基準表中「著しい速度超過等の悪質な交通法規違反」とは、次の各号に掲げる違反をいう。

(1) 速度違反30キロ以上（高速道路では40キロ以上）

(2) 麻薬等運転

(3) 共同危険行為（暴走行為）

(4) 大型車の過積載（10割以上超過）

(5) 無免許運転

7 刑法（明治40年法律第45号）の危険運転致死傷罪に当たる場合は、免職とする。

（交通違反等による処分）

第6条 交通違反等による処分は、前条の審査により決定された点数の合計値により、次のとおりとする。

(1) 注意 1点以上2点以下

(2) 嚴重注意 3点以上4点以下

(3) 訓告 5点以上6点以下

(4) 戒告 7点以上8点以下

(5) 減給 9点以上14点以下

(6) 停職 15点以上32点以下

(7) 免職 33点以上

（管理・監督者の場合の加重処分）

第7条 飲酒運転又は第5条第6項各号に掲げる交通法規違反を起こした者が管理・監督

の地位にある場合は、前条の規定の処分に加重して処分をするものとする。

(過去に事故を起こした者の加重処分)

第8条 過去に交通事故を起こした者の処分は、次のとおりとする。

- (1) 過去に飲酒運転又は著しい速度超過等の悪質な交通法規違反を犯して人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせる事故で処分を受けた者が再び同等の交通違反等を起こしたときは、免職又は停職とする。
- (2) 過去に処分を受けた者が2年以内に再び前項に規定する以外の交通違反等を起こしたときは、第5条第1項及び第4項の点数の合計値に2点を加算して処分する。

(管理・監督者に対する処分)

第9条 交通違反等が公務上のものであるときには、違反等の状況に応じ、その職員の管理・監督の地位にある者を、次の区分により処分する。

- (1) 厳重注意又は訓告のとき 注意
- (2) 戒告又は減給のとき 厳重注意
- (3) 停職のとき 訓告
- (4) 免職のとき 戒告又は減給

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。